



## 青天の……

日本土地家屋調査士会連合会 会長 松岡直武

今年の夏は殊のほか暑い。

世界各地を襲う猛暑、森林火災、土石流災害、国内でも風水害、口蹄疫問題、子供への虐待や遺棄、加えて高齢者の行方不明事件……そしてこの国の背骨を支える登記事務や私たち土地家屋調査士の制度の根幹にもかかわる出来事、即ち「法務局・地方法務局の事務を地域に移管せよ」という、いわゆる国の出先機関原則廃止の議論は、関係者のストレスを極限にまで押し上げている。

本誌読者諸兄には既にご高承のことであるが、過年度来政府のほか、全国知事会等に於いても「地方分権・地域主権」のスローガンの下で「国の出先機関の原則廃止」についての議論が進んでいる。過日内閣府から公表され、閣議決定された「地域主権戦略大綱」によると、国の出先機関について、住民に身近な行政はできる限り自治体に委ねるという「補完性の原則」の下、①国民・住民にとっての国・地方の役割分担の最適化、②国と地方を通じた政策展開や行政運営の最適化・効率化、③ガバナンスの確保の三つの観点を踏まえ、国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲すること等により抜本的な改革を進め、地域における行政を地方

自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする（同戦略大綱・改革に取り組む基本姿勢）ことを改革の理念として掲げている。

大綱では対象とする機関・名称を個別に明記していないものの、法務局・地方法務局の行う事務及び権限が、地方に移管すべき「国の出先機関」の対象とされていることは地域主権戦略会議における審議並びにその審議に強い影響を与えているとみられる全国知事会に設置された「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」における議論と中間報告書により明らかである。

まさに青天の霹靂である。富国強兵・産業振興を国創りの骨格に掲げて出帆した明治新政府が最も重要な施策の一つとして土地政策に取り組んだことはご高承のとおりである。

新政府はその実現のため、地租改正とそれに必要な土地調査・台帳の整備、土地所有制度の改革等を次々と実施し、明治19年にはわが国最初の法律として登記法が制定されているのもその所以による。以来百数十年を経た今日、不動産登記制度は国民の権利を護り、個々の所有権の範囲とその延長線上にある国土・領土の明確化、土地資源の適正利用の基礎資料としての役割、取引の安全を通じた社会経済活動を支え

る役割、税制をはじめ各種の行財政施策の基礎資料等々として民法 177 条の枠をはるかに超えた役割を担う事務——国家が主体的に行う責務と捉えるべき事務である。

更に、災害大国日本における危機管理、セキュリティの確保を含む電子化社会への対応、職員に求められる資質の確保とその実現として実施される全国均質な教育と継続研修、全国統一的な事務処理の必要性等々、国家が主体でなければでき得ない事務でもある。

これら諸点についての十分な議論がなされないまま「地域に主権を、地方分権を」というムードが先行した、ある断面だけを切り取ったような議論のみで進行していることに強い危機感と違和感を持つ。(尤も法務局の行う事務がどのようなものであるかの社会広報が十分でなかったことも関係者は反省しなければならない。) —— 紙幅が足りない。

最後に 65 年前の敗戦の前後から実質的にソ連(現ロシア)の支配下に置かれることとなっている北方領土・国後島の最後の登記官吏(裁

判所書記・当時)であった浜 清氏のまさに一命を賭した英断と、嵐の海をものともしない強い使命感により、彼の地の登記簿を確保した昭和 20 年 9 月 7 日早暁のできごとを思い返したい。浜氏の行動・使命感の根底にあったであろう「登記の制度・事務は国家存立の基盤である領土の証しであり、国家が守るべき国民の財産である。国土・領土、そして国民の財産を護るんだ」という篤い想いを、「法務局の事務をも地域に」との議論を進めている方々に伝えなければと、強く想うのである。

浜氏は彼の述懐(民事月報 Vol 17-3 昭和 37 年)の最後にこう綴っている。

「……今も尚、先祖の残る、あの島に思いを馳せて夢見る人々は幾万在ることか。若し、この島が日本に戻った時、その土地に対する所有権の証明は私が持ち帰った登記簿によりなされるものなること。又若し中間的に補償があるとするならば、これ又その基礎となるものと私は信じている。……私の心は安らかである。」

—— 平成 22 年 8 月 ——